

固定資産（取得価額に算入）

株式会社 A

業種：建設業

税抜き経理

居住用賃貸建物を自己建設

事業年度 6.10.1～7.9.30

材料費

B商店

44,000,000（内消費税： 4,000,000 ）

外注費

C建設

66,000,000（内消費税： 6,000,000 ）

仕訳：建設期間中

材料費（不課税or非課税） 44,000,000 / 買掛金 44,000,000

外注費（不課税or非課税） 66,000,000 / 買掛金 66,000,000

建設仮勘定 110,000,000 / 材料費（不課税or非課税） 44,000,000
/
/ 外注費（不課税or非課税） 66,000,000

仕訳：完成時

固定資産（償却資産） 110,000,000 / 建設仮勘定 110,000,000

損金算入

課税売上 5 億以下 課税売上割合 80%以上

株式会社 A

業種：建設業

税抜き経理

居住用賃貸建物を自己建設

事業年度 6.10.1～7.9.30

課税売上割合：90%

材料費

B商店

44,000,000（内消費税： 4,000,000 ）

外注費

C建設

66,000,000（内消費税： 6,000,000 ）

仕訳：建設期間中

材料費	40,000,000	/	買掛金	44,000,000
-----	------------	---	-----	------------

租税公課	4,000,000	/		
------	-----------	---	--	--

外注費	60,000,000	/	買掛金	66,000,000
-----	------------	---	-----	------------

租税公課	6,000,000	/		
------	-----------	---	--	--

建設仮勘定	100,000,000	/	材料費	40,000,000
-------	-------------	---	-----	------------

		/	外注費	60,000,000
--	--	---	-----	------------

仕訳：完成時

固定資産（償却資産）	100,000,000	/	建設仮勘定	100,000,000
------------	-------------	---	-------	-------------

繰延消費税等

課税売上 5 億超 課税売上割合 8 0 %未満

株式会社 A

業種：建設業

税抜き経理

居住用賃貸建物を自己建設

事業年度 6.10.1～7.9.30

課税売上割合：70%

材料費

B商店

44,000,000 （内消費税： 4,000,000 ）

外注費

C建設

66,000,000 （内消費税： 6,000,000 ）

仕訳：建設期間中

材料費 40,000,000 / 買掛金 44,000,000

租税公課 4,000,000 /

外注費 60,000,000 / 買掛金 66,000,000

租税公課 6,000,000 /

建設仮勘定 100,000,000 / 材料費 40,000,000

/ 外注費 60,000,000

仕訳：完成時

固定資産（償却資産） 100,000,000 / 建設仮勘定 100,000,000

繰延消費税等

1年目	別表 4 ・ 別表 5	加算	別表16(+)	9,000,000 (10,000,000 × 12/ 6 0 × 1/2)
2年目	別表 4 ・ 別表 5	減算	別表16(+)	2,000,000 (10,000,000 × 12/ 6 0)
3年目	別表 4 ・ 別表 5	減算	別表16(+)	2,000,000 (10,000,000 × 12/ 6 0)
4年目	別表 4 ・ 別表 5	減算	別表16(+)	2,000,000 (10,000,000 × 12/ 6 0)
5年目	別表 4 ・ 別表 5	減算	別表16(+)	2,000,000 (10,000,000 × 12/ 6 0)
6年目	別表 4 ・ 別表 5	減算	別表16(+)	1,000,000 (10,000,000 × 12/ 6 0 × 1/2)

所得の金額の計算に関する明細書
(簡易様式)

事業年度 6.10.1
7.9.30 法人名 (株)A

別表四(簡易様式)

令 七・四・一 以後終了事業年度分

御注意

2 1

沖調の認定法人の課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出
		①	②	③
加	当期利益又は当期欠損の額	1		配 当 その 他
	損金整理をした法人税及び地方税法 (附帯税を除く。)	2		
	損金整理をした道府県民税及び市町村民税	3		
	損金整理をした納税充当金	4		
	損金整理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞金を除く。及び過剰税	5		その 他
	減価償却の償却超過額	6		
	役員給与の損金不算入額	7		その 他
	交際費等の損金不算入額	8		その 他
	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		外 注
	繰延税金資産の戻入限度超過額		9,000,000	
	繰延税金負債の戻入限度超過額		9,000,000	
減	小 計	11		外 注
	減価償却超過額の当期認容額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
	受贈益の益金不算入額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過額納に係る 還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還 付金額等	19		※
	通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		※
		21		
算	小 計	22		外 注
	仮 計 (1)+(11)-(22)	23		外 注
	対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)「29」又は「34」)	24		その 他
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	25	△	※ △
	仮 計 (23)から(25)までの計	26		外 注
	寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その 他
	法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「16」の②)	29		その 他
	税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)	30		その 他
	分税調整外損益相対額及び外国関係 会社等に係る控除対象所得控除等相当額 (別表六(五)「5」の②) + (別表十七(三)「1」)	31		その 他
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過金額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32		
	合 計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)	34		外 注
算	中間申告における繰戻しによる還付 に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
	非適格合併又は剰余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
	差 引 計 (34)+(37)+(38)	39		外 注
	更なる損金又は民事再生法第101条第1項第2号の再会費等損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※ △
	適格対象欠損金額の損金算入額又は適格対象所得金額の益金算入額 (別表七(二)「5」又は「11」)	41		※
	差 引 計 (39)+(40)±(41)	43		外 注
	欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)	44	△	※ △
	総 計 (43)+(44)	45		外 注
	剰余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	
	所得金額又は欠損金額	52		外 注

簡

利益積立金額及び資本金等の額の
計算に関する明細書

事業年度 6.10.1
7.9.30 法人名 (株) A

別表五 (一)

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1 円	円	円	円
積 立 金	2			
繰上消損額等損失等入限変動税額	4		9,000.000	9,000.000
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
繰越損益金（損は赤）	25			
納 税 充 当 金	26			
未（各対） 事（未納法人税及び未納地方人税 納（附帯税を除く。） する（附帯税を除く。） る（附帯税を除く。） 法（未払通算税効果額 年（附帯税の額に係る部分の金額を除く。） 度（未納道府県民税 の（均等割を含む。） に（未納市町村民税 税（均等割を含む。） 得（均等割を含む。） る（均等割を含む。） 等（均等割を含む。） に（均等割を含む。）	27 Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ	Δ
	28		中間 確定	
	29 Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ	Δ
	30 Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ	Δ
差 引 合 計 額	31			

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32 円	円	円	円
資 本 準 備 金	33			
	34			
	35			
差 引 合 計 額	36			

令 七・四・一 以後終了事業年度分

御注意

この表は、明細書の記載に基づき、算出された金額と、別表四の記載に基づき、算出された金額とを対照し、中間分・確定分の通算税効果の合計額を算出する。この表は、明細書の記載に基づき、算出された金額と、別表四の記載に基づき、算出された金額とを対照し、中間分・確定分の通算税効果の合計額を算出する。

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 6.10.1
7.9.30 法人名 (株) A

別表十六(ハ) 令七・四・一以後終了事業年度分

繰延消費税額等 (発生した事業年度)		円	円	円	円	円	円
1		[:]	[:]	[:]	[:]	[:]	10,000,000 [当期分]
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$		2					1,000,000
当期損金経理額		3					10,000,000
差引	損金算入不足額 (2) - (3)	4					
	損金算入限度超過額 (3) - (2)	5					9,000,000
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	6					
	同上のうち当期損金認容額 (4) と (6) のうち少ない金額	7					
	翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8					9,000,000
当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細							
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12) のうち当期損金算入額		14	円	10,000,000
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同 上 の う ち	(13) の割合が80%以上である場合 の資産に係る控除対象外消費税 額等の合計額		15		
同上の額のうち課税標準額に対する消 費税額等から控除されない部分の金額	11		資産に係る控除対象外消費税額 等で棚卸資産に係るものの合計 額		16		
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12		資産に係る控除対象外消費税額 等で特定課税仕入れに係るもの の合計額		17		
			資産に係る控除対象外消費税額 等で20万円未満のものの合計額		18		
当期の消費税の課税売上割合	13		当期の繰延消費税額等 (12) - (15) 又は ((12) - (16) - (17) - (18))		19		10,000,000

70%

所得の金額の計算に関する明細書
(簡易様式)

事業年度 7.10.1
8.9.30 法人名 (株) A.

別表四 (簡易様式) 令 七・四・一 以後終了事業年度分

御注意

2 1 沖繩の認定法人の課税の特例等の規定を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「④」欄の金額を加減した額と符合することになります。

区 分	①	②	③	④
当期利益又は当期欠損の額	1		配 当	
			その 他	
加				
損金控除をした法人税及び地方税 (附帯税を除く。)	2			
損金控除をした道府県民税及び市町村民税	3			
損金控除をした納税充当金	4			
損金控除をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。)、及び過怠税	5		その 他	
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7		その 他	
交際費等の損金不算入額	8		その 他	
通算法人に係る加算額 (別表四付表(3))	9		外 資	
	10			
小 計	11		外 資	
減				
減価償却超過額の当期認定額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)(5))	14		※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)(25))	15		※	
受贈益の益金不算入額	16		※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17		※	
法人税等の中間納付額及び過納額に係る 還付金額	18			
所得税等及び欠損金の繰戻しによる還 付金額等	19		※	
通算法人に係る減算額 (別表四付表(10))	20		※	
繰上利益税等(別表四付表(10))		2,000,000	2,000,000	
小 計	22		外 資	
仮 計	23		外 資	
(1) + (11) - (22)				
対象外支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)(2)「29」又は「34」)	24		その 他	
繰上利子等の損金算入額 (別表十七(二)(三)「10」)	25	△	※	△
仮 計	26		外 資	
((23)から(25)までの計)				
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その 他	
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の②)	29		その 他	
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)(二)「7」)	30		その 他	
分配時課税外国税額相当額及び外国関係 の税等に係る所得割金等戻金等 (別表六(三)(二)「8」の②) + (別表七(三)(三)「11」)	31		その 他	
繰上利益税の損金不算入額又は繰上利益税超過額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32			
合 計	34		外 資	
(26) + (27) + (29) + (30) + (31) + (32)				
中間申告における繰戻しによる還付 に係る災害損失控除額の益金算入額	37		※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 繰上利益等の繰戻利益額又は繰戻損失額	38		※	
差 引 計	39		外 資	
(34) + (37) + (38)				
災害損失又は災害損失控除額に相当する損失等 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※	△
災害損失又は災害損失控除額に相当する損失等 (別表七(三)「9」又は「21」)	41		※	
差 引 計	43		外 資	
(39) + (40) + (41)				
大 損 失 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計) + (別表七(四)「6」)	44	△	※	△
総 計	45		外 資	
(43) + (44)				
繰上利益等の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人等税の損金算入額	51	△		
所得金額又は欠損金額	52		外 資	

(样) A.

別表五
(一)

令七・四・一以後終了事業年度分

御注意
$$\begin{aligned} & \text{「別表現在利益積立金額合計(31.1)D」} + \text{「別表留保所得金額又は欠損金額(52)」} - \text{「中間分・確定分の法人税等」} - \text{「前年度戻及び前市町村民税等の合計額」} \\ & \text{「中間分・確定分の繰上償効果果額の合計額」} = \text{「繰引額(前年度現在利益積立金額合計(31.1)④)'} \end{aligned}$$

令七・四・一以後終了事業年度分

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
		減	増	
		①	②	
資 本 金 又 は 出 資 金	32			
資 本 準 備 金	33			
	34			
	35			
差 引 合 計 額	36			

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 7・10・1
8・9・30 法人名 (特) A

別表十六(十) 令七・四・一以後終了事業年度分

繰延消費税額等 (発生した事業年度)	1	円	円	円	円	円	円
		10,000,000	6,101	7930	当期分		
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ (2) × $\frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$	2					2,000,000	
当期損金経理額	3						
損金算入不足額 (2) - (3)	4					2,000,000	
引損金算入限度超過額 (3) - (2)	5						
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6					9,000,000	
同上のうち当期損金認容額 (4) と (6) のうち少ない金額	7					2,000,000	
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8					7,000,000	
当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細							
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12) のうち当期損金算入額	14	円		
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	円	同 (13) の割合が80%以上である場合 の資産に係る控除対象外消費税 額等の合計額	15	円		
同上の額のうち課税標準額に対する消 費税額等から控除されない部分の金額	11	円	上 資産に係る控除対象外消費税額 等で棚卸資産に係るものの合計 額	16	円		
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	円	の 資産に係る控除対象外消費税額 等で特定課税仕入れに係るもの の合計額	17	円		
		円	ち 資産に係る控除対象外消費税額 等で20万円未満のものの合計額	18	円		
当期の消費税の課税売上割合	13		当期の繰延消費税額等 ((12) - (15)) 又は ((12) - (16) - (17) - (18))	19			